

若桜町次世代育成支援行動計画

〔後期計画〕

(平成22年度～平成26年度)

若 桜 町

目 次

第1章 計画の基本的な考え方 1

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第2章 子どもを取り巻く状況 3

1. 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況
2. 人口及び世帯等の状況
3. 保育所、幼稚園、小・中学校の状況

第3章 計画の基本理念と施策の体系 11

1. 基本理念
2. 基本目標
3. 施策の体系

第4章 施策の展開 14

[基本目標1 地域における子育ての支援]

1. 子育て支援サービス
2. 保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワーク作り
4. 児童の健全育成

[基本目標2 母子の健康の確保と増進]

1. 子どもと母親の健康確保
2. 「食育」の推進
3. 思春期対策の充実
4. 医療体制の充実

[基本目標3 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備]

1. 次代の親の育成
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
3. 学校や地域の教育力の向上
4. 子どもを取り巻く有害環境の改善

[基本目標4 子どもが安全に育つ安心のまちづくり]

[基本目標5 きめ細かな取り組みが必要な子どもへの支援]

1. 要保護児童対策の充実
2. 障害児支援の推進と家庭支援
3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

第5章 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1. 計画の推進体制

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、少子高齢化や核家族化、近隣関係の希薄化、経済環境の低迷など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。家庭や地域の子育て機能の低下に伴い、保護者の孤立化や育児不安、児童虐待の増加などさまざまな問題も生じています。

次代の社会を担う子どもの健全で幸福な成長を促し、社会全体で子育て家庭を支援する環境整備づくりを重点的に推進するために、「次世代育成支援対策推進法」が10年間の時限立法として平成17年4月に施行され、本町においても、平成17年度から平成21年度までの5カ年を計画期間とする「若桜町次世代育成支援行動計画[前期計画]」を策定し、さまざまな取り組みを実施してきました。

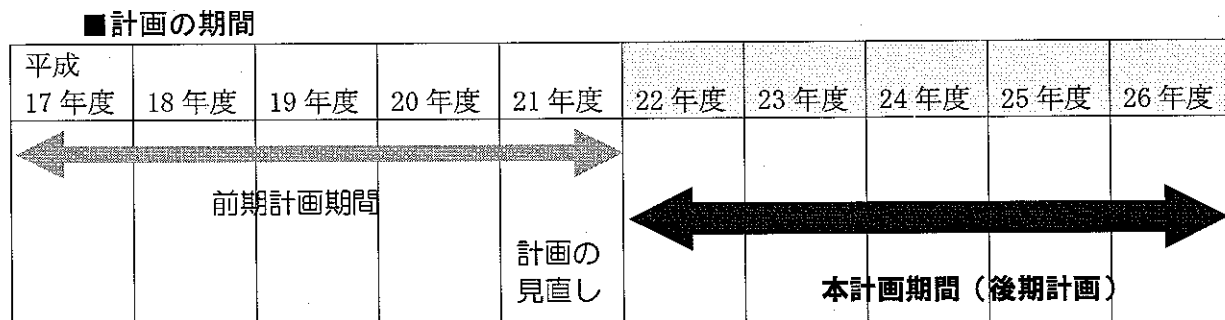
前期計画の課題と成果を踏まえ、住民が安心して子どもを産み育て、明日の若桜町を創る子どもたちが元気に育つための「若桜町次世代育成支援行動計画[後期計画]」は、平成22年度から26年度までの5年間の計画期間として、家庭、地域、関係者・関係団体と行政が協働で取り組んでいく子育て支援に関する総合的な計画として策定します。

2 計画の位置づけ

本後期計画は「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に基づき、すべての子どもと子育て家庭を対象とし、子育ての意義について理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感されるための施策の方向性を体系化して示す、市町村行動計画の後期計画に当たります。

3 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」において策定する行動計画は、5年を1期として策定するものとされていることから、本計画（後期計画）は、平成22年度から平成26年度を目標年度とする5年間の後期計画として策定することとします。



次世代育成支援対策推進法 ▷▷ 平成26年度迄

4 計画の策定体制

本計画の策定は、若桜町児童福祉審議会での検討を踏まえて策定しました。

また、計画の内容が児童福祉や保健・医療、教育、まちづくりなど幅広い分野にわたることから、関係課で構成する計画策定庁内会議において、計画の検討を行いました。

本計画の策定にあたって、子育て家庭の実態や意向を把握するため、「若桜町次世代育成支援に関するアンケート調査（以下「次世代育成支援アンケート調査」という。）を実施しました。調査票の配布・回収状況は以下のとおりです。

〔次世代育成支援行動計画策定のためのアンケート調査の概要〕

対 象	配布数	回収数	回収率
就学前幼児保護者	21	9	42.86%
幼稚園園児保護者	11	11	100.00%
保育所園児保護者	21	13	61.90%
小学校児童保護者	110	85	77.27%
全 体	163	118	72.39%

第2章 子どもを取り巻く状況

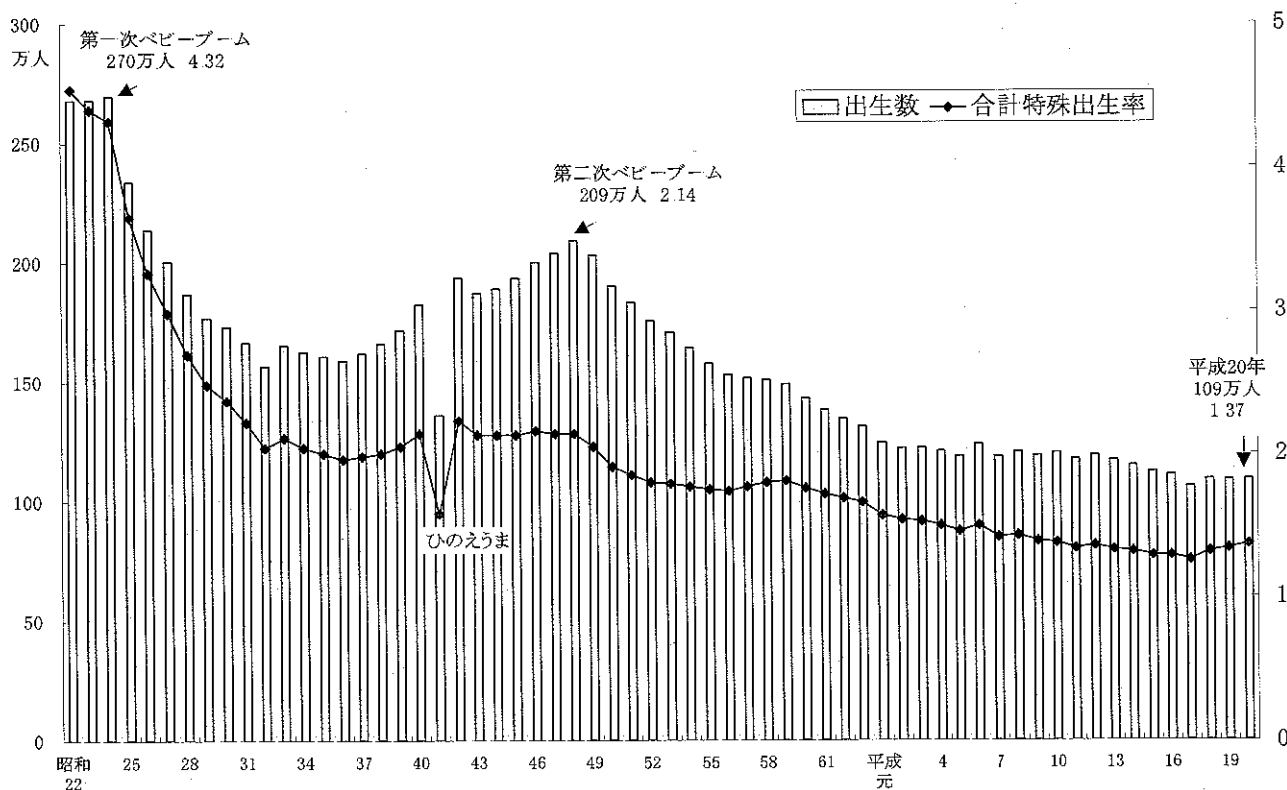
1 子どもや子育て家庭を取り巻く社会状況

(1) 少子化傾向の持続

わが国の出生数は昭和48年の209万人以降減少し、近年は110万人前後で推移しています。合計特殊出生率(注1)は平成17年の1.26を底として、平成18年は1.32、平成19年は1.34、平成20年は1.37と、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

少子化により、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなったり、社会の活力が低下したりするなどの影響が懸念されています。

〔わが国の出生数と合計特殊出生率〕



注1:女性の年齢別出生率を15歳～49歳にわたって合計した数値で、代表的な出生力の指標です。その値は、女性はその年齢別出生率にしたがって子どもを生んだ場合、生涯に生む平均の子ども数に相当します。

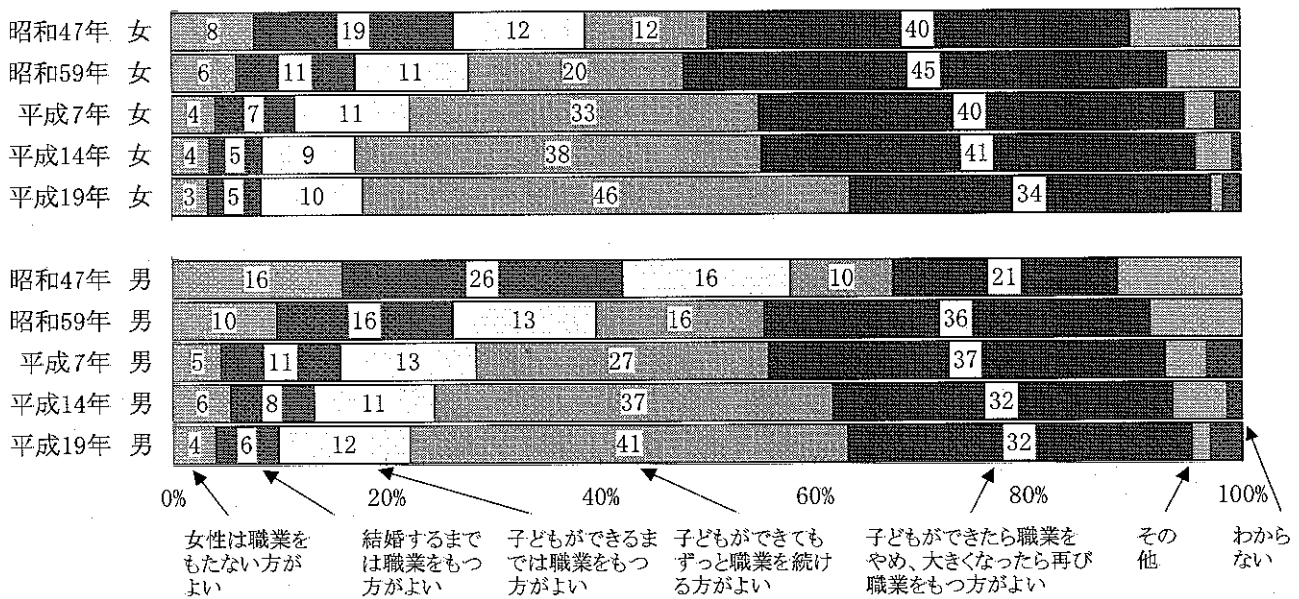
(2) 女性の社会進出

女性の自意識や自己実現意欲の高まり、雇用条件の整備などにより、女性の就業率が上昇するとともに、就業形態も多様化しています。また、就業面に限らず、様々な分野で女性の社会進出が進んでいます。

女性の優れた能力の活用や、男女共同参画は、社会にとっても有益でかつ当然のことです。

しかし、一方で、就業と結婚・出産・育児の二者択一を迫られる場面も多く、晩婚化や少子化の大きな要因になっており、出産後の職場復帰や再就職、子育てと仕事の両立に関する条件整備や、男性を含む働き方の見直しなどが課題となっています。

〔女性が職業をもつことに対する意識の変化〕



※ 昭和47年は18歳以上、昭和59、平成7、14、19年は20歳以上の者を対象として調査。

【資料：総理府広報室『婦人に関する意識調査』（昭和47年10月）、『婦人に関する世論調査』（昭和59年5月）、『男女共同参画社会に関する世論調査』（平成7年7月）（平成14年7月）（平成19年8月）】

(3) 地域社会の環境の変化

急速な少子化や女性の社会進出に加え、核家族化や都市化などにより、子どもを取り巻く環境は大きく変化しました。身近で安全な遊び場や集団的な遊びの機会の減少、地域の教育機能や見守り機能の低下などがみられるとともに、育児の孤立化、慣れない育児や子どもの進学への不安、経済的負担の増大など、安心して子どもを育てることが厳しい状況となっています。

また、非正規雇用の増加、ひきこもり問題など、若者が経済的・精神的に自立できない状況も顕在化し、結婚や子どもを持つことに対する意識の多様化につながっています。

特に、少子化や高齢化の進展、ライフスタイルの変化などによる地域の子育て機能の低下

が社会問題の一つとなっており、これらは子どもたちの健やかな成長を妨げる要因となるだけでなく、いじめ、不登校、児童虐待などの遠因であるとも指摘されています。

こうした環境の多様な変化に対応し、地域全体、社会全体で次世代を育み、見守る仕組みづくりが求められています。

2 人口及び世帯等の状況

(1) 進む少子高齢化

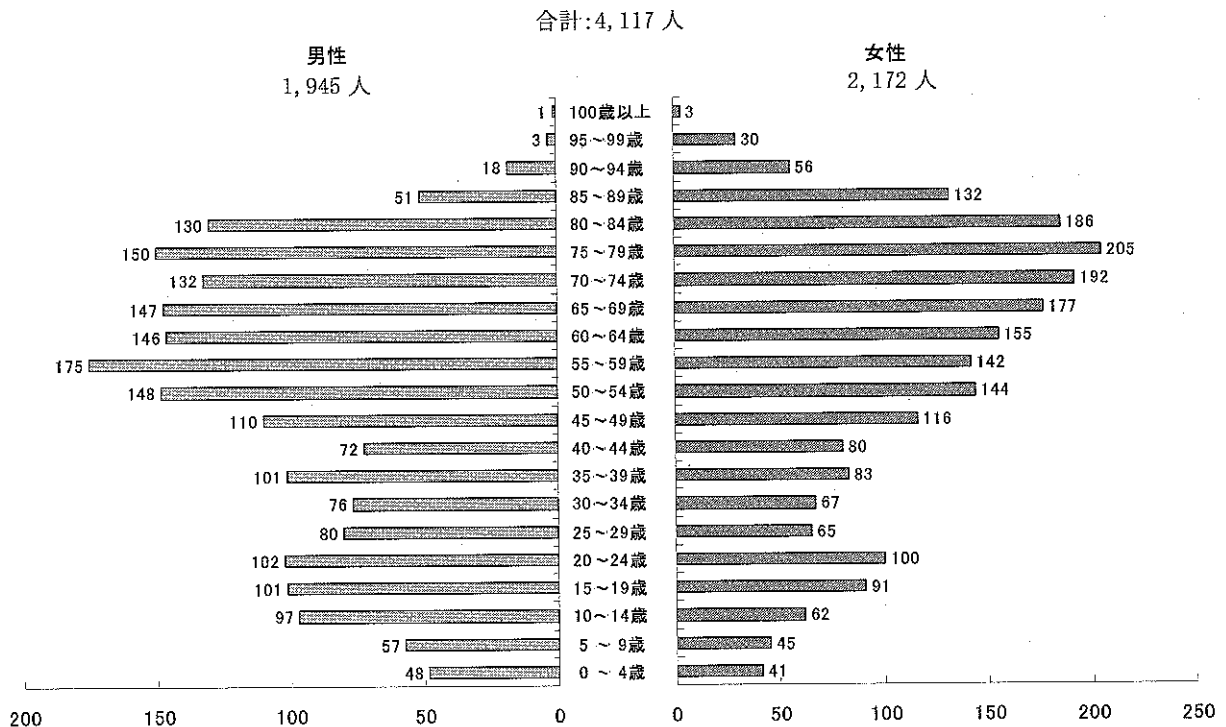
平成 21 年 12 月末の本町の総人口は、4,117 人となっています。

年齢別人口構成を人口ピラミッドの形態で見ると、中年期の人口が多く、男女ともに 50～89 歳を中心に大きくふくらみがみられます。しかし、50 歳未満の人口が少ないためピラミッドのすそが狭まる“つぼ型”に近い形となっています。

平成 2 年～平成 21 年の推移をみると、総人口は約 31%減少しています。また、平成 21 年の年少人口比率は 8.5%、高齢者人口比率は 39.2%となっており、年少人口比率の低下や高齢者人口比率の上昇など、人口構成が変化し、少子高齢化の進行がみられます。

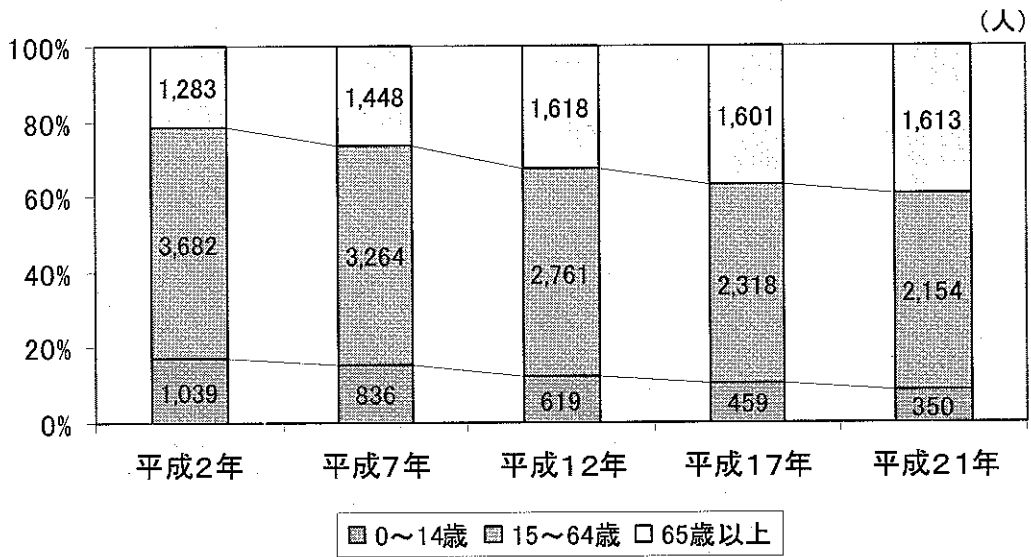
〔人口ピラミッド (平成 21 年 12 月 31 日現在)〕

(人)



【資料:住民基本台帳】

〔人口及び年少人口比率・高齢者人口比率の推移〕

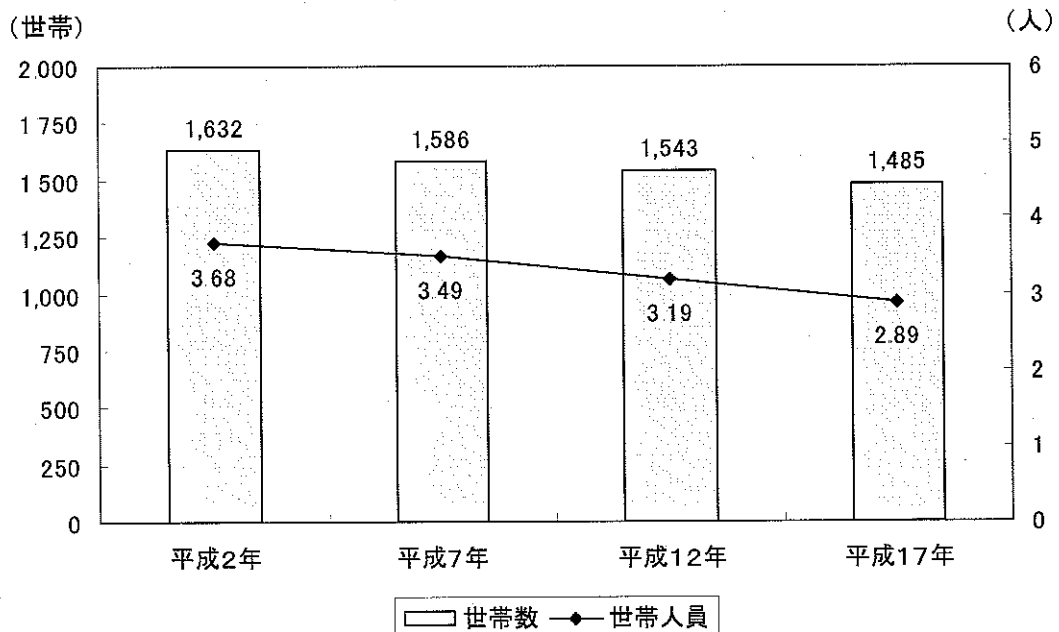


【資料:平成2～17年・国勢調査,平成21年・住民基本台帳[12月末]】

(2) 世帯数及び平均世帯人員の推移

平成2年～平成17年の世帯数の推移をみると、平成2年の1,632世帯から平成17年の1,485世帯と147世帯の減少となっています。平均世帯人員の推移をみると、平成2年の3.68人から平成17年では2.89人と、15年間で、0.79人の減少となっています。

〔世帯数及び平均世帯人員の推移〕



【資料:国勢調査】

(3) 人口動態

近年の人口動態をみると、社会動態は転出数が転入数を上回る社会減が続いていますが、平成19年度は例年に比べて転入数が多く、転出数が少なく社会動態はマイナス29人となっています。自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減が続き、平成20年度はマイナス58人となっています。このように、近年の差引増減はマイナスとなっており、全体をとおしても、減少傾向の一途をたどっています。

〔人口動態〕

(人)

	社会動態			自然動態			差引増減
	転入数	転出数	社会増減数	出生数	死亡数	自然増減数	
平成17年度	84	149	△65	23	89	△66	△131
18年度	79	156	△77	27	92	△65	△142
19年度	96	125	△29	13	75	△62	△91
20年度	69	137	△68	12	70	△58	△126

【資料：人口移動調査】

(4) 世帯の家族類型及び1世帯当りの人員

平成17年の一般世帯の家族類型では、本町は親族世帯が占める比率が鳥取県及び全国の数値よりも高く、76.9%となっています。また、1世帯当りの人員は2.89人と、全国の数値と比べると核家族化の進行は緩やかとなっています。

〔世帯の家族類型及び1世帯当りの人員（平成17年）〕

(世帯)

	一般世帯	親族世帯			非親族世帯	単独世帯	1世帯当たり人員(人)
		親族世帯	核家族世帯	その他の親族世帯			
若桜町	1,485	1,142	703	439	3	340	2.89
	100.0%	76.9%	47.3%	29.6%	0.2%	22.9%	
鳥取県	100.0%	74.3%	51.7%	22.6%	0.4%	25.3%	2.83
全国	100.0%	70.0%	57.9%	12.1%	0.5%	29.5%	2.54

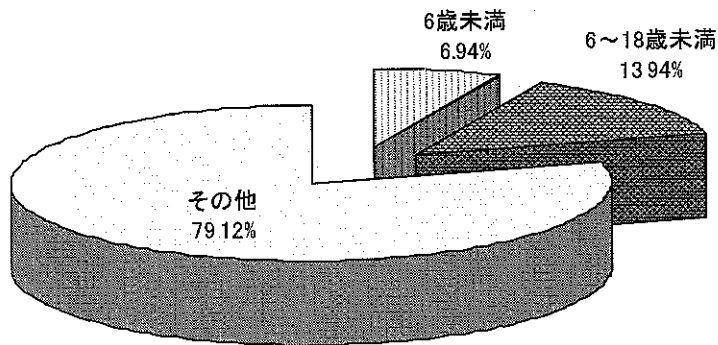
【資料：国勢調査】

(5) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

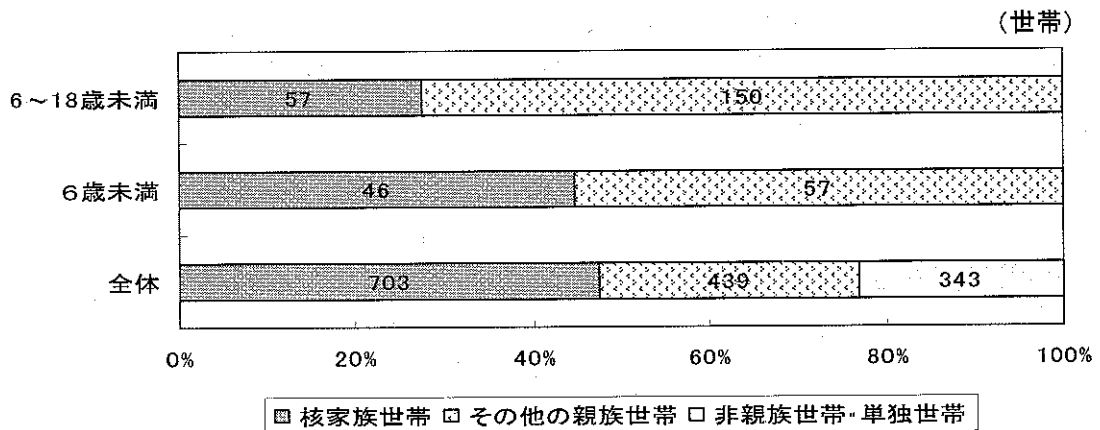
平成17年の18歳未満の子どもがいる世帯（6歳未満6.94%、6～18歳未満13.94%）は20.9%となっています。子どものいる世帯の家族類型については、その他の親族世帯が多く、6歳未満の子どもがいる世帯では72.5%、18歳未満の子どもがいる世帯では55.3%となっています。

また、平成17年のひとり親世帯は7世帯にのぼり、その71.4%が母子世帯となっています。

〔一般世帯総数に占める子どものいる世帯（平成17年）〕



〔子どものいる世帯の家族類型（平成17年）〕



〔ひとり親世帯の状況（平成17年）〕

	母子世帯	父子世帯	計
6歳未満の子どもがいる世帯	0	1	1
6～18歳未満の子どもがいる世帯	5	1	6
合計	5	2	7

【資料:国勢調査】

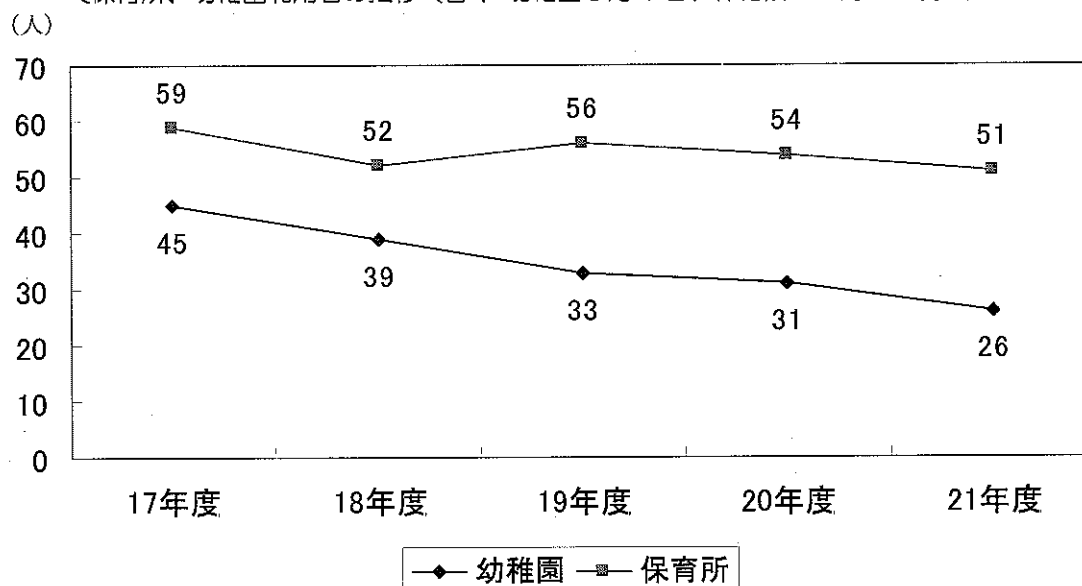
3 保育所、幼稚園、小・中学校の状況

(1) 保育所、幼稚園利用者の推移

近年の子ども人口は減少傾向にあります。保育所利用者数は、大きな増加・減少はなく、近年 50 人前後となっています。平成 18 年度から平成 19 年度にかけてわずかに増加しましたが、平成 21 年度は 47 人と減少に転じています。

また、ここ数年の幼稚園利用者数は減少傾向にあり、平成 17 年度から平成 21 年度にかけて約 42.2%減少し、平成 21 年度は 26 人となっています。

〔保育所、幼稚園利用者の推移（各年 幼稚園5月1日、保育所10月1日現在）〕

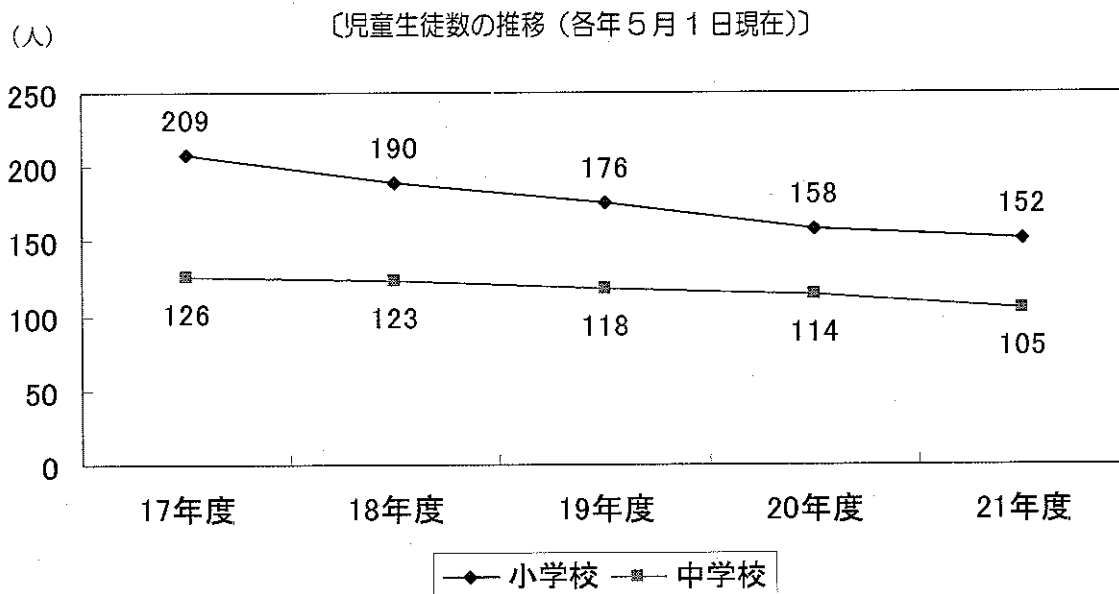


【資料：幼稚園・学校基本調査、保育所・社会福祉施設調査】

(2) 児童生徒数の推移

本町には、小学校が1校、中学校が1校あります。平成21年度の小学校の児童数は152人で、平成17年度よりも57人減少しています。中学校の生徒数も減少しており、平成21年度は105人と平成17年度よりも21人少なくなっています。

今後も少子化により、児童生徒数は減少傾向の継続が予測されますが、青少年の育成は町の発展を図る上でも重要な課題のため、教育環境の整備・充実に取り組んでいく必要があります。



【資料：学校基本調査】

第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 基本理念

若桜町の次世代育成支援行動計画（後期計画）の目指す方向性として、若桜町総合計画を踏まえ、次の基本理念を定めます。

安心して子育てができ 子どもが元気に育つまち わかさ

の実現を目指します。

若桜町次世代育成支援行動計画（後期計画）においても、子どもを育てる環境を整備し、子どもが夢を持って、豊かで元気に育つまち、また、安心して暮らせる福祉のまちを目指すものです。

2 基本目標

本計画は、次の5つの施策目標を設定し、今後、これらの施策目標に沿った個別の子育て施策を総合的に推進していきます。

基本目標1 地域における子育て支援

すべての子育て家庭が心にゆとりを持って子育てができるように、サービスを必要としている人が利用しやすいサービスを推進します。また、子育て中の人も時には支える側になり、子育て前や子育てが終了している人もできる範囲で子育てに関わりを持ち、子育てに協力できる体制を推進します。

基本目標2 母子の健康の確保と増進

すべての妊婦と子どもが医学的管理と保健指導が受けられ、安全で健康に暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

基本目標3 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備

次世代を担う子ども達が幅広く知識を蓄え、豊かな感性と生活力を身につけるなど調和の取れた人間に成長するために、教育環境や地域の育成環境の充実を図っていきます。

基本目標4 子どもが安全に育つ安心のまちづくり

子育てを安心して行うことができる快適な居住空間、整備された歩道や緑豊かな公園などの生活環境の整備に取り組みます。

わせて、警察や地域の連帯強化をはじめ子どもの交通安全や犯罪の被害者とならないために防犯対策の充実を図ります。

基本目標5 きめ細かな取り組みが必要な子どもへの支援

子どもの人としての権利や自由が守られるように、子どもへの不適切な対応の防止に取り組みます。また、ひとり親家庭の自立や障がい児の生活向上に取り組みます。

3 施策の体系

本計画の施策の体系は以下のとおりです。

目 標	施 策 分 野
基本目標 1 地域における子育て支援	<ol style="list-style-type: none">1. 子育て支援サービス2. 保育サービスの充実3. 子育て支援のネットワークづくり4. 児童の健全育成
基本目標 2 母子の健康の確保と増進	<ol style="list-style-type: none">1. 子どもと母親の健康の確保2. 「食育」の推進3. 思春期保健対策の充実4. 医療体制の充実
基本目標 3 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備	<ol style="list-style-type: none">1. 次代の親の育成2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備3. 家庭や地域の教育力の向上4. 子どもを取り巻く有害環境の改善
基本目標 4 子どもが安全に育つ安心のまちづくり	<ol style="list-style-type: none">1. やさしい生活環境基盤の整備2. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進と安全・安心まちづくりの推進3. 子どもの安全を確保
基本目標 5 きめ細かな取り組みが必要な子どもへの支援	<ol style="list-style-type: none">1. 要保護児童対策の充実2. 障がい児支援の推進と家族支援3. ひとり親家庭等の自立支援の推進

第4章 施策の展開

基本目標1 地域における子育ての支援

1 子育て支援サービス

▼施策の推進方向

今後も、子育てに対する不安や負担が軽減するように、放課後児童クラブの利便性の向上や、ファミリー・サポート・センターの事業化を図るなど、地域の施設や住民などの地域資源を効果的に活用するとともに、気軽に悩みを相談したり、必要な情報が得られるように、地域における子育て相談・情報提供体制の充実に努めます。

また、子育て家庭の負担を軽減するため、今後も保育料や乳幼児及び小・中学校生の医療費等に対する助成を行います。

▼施策目標

区 分	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
子育て支援センター (か所)	1	1
ファミリー・サポート・センター (か所)	0	1
小・中学生医療費助成	実施	継続

▼施策への取り組み

① 地域での子育て支援

○ 子育て支援センター事業の充実を図るとともに、親子の交流の場や育児に関する相談・援助等の気軽に利用できる子育ての拠点づくりを推進します。また、制度の内容などPRのための啓発活動を推進します。

○ 子育ての経験や基礎的な知識を持つ子育てサポーターの育成を強化し、「育児を受けたい人」と「育児を支援したい人」が会員となり、相互援助するファミリー・サポート・センター事業の導入を検討します。

② 子育ての経済的負担の軽減

○ 小・中学生の医療費助成など、子育て家庭への経済的な負担軽減は、今後も継続していきます。

2 保育サービスの充実

▼施策の推進方向

保育サービスの充実に当たっては、地域の実情に合わせて効果的・効率的に整備を図るとともに、「延長保育」、「休日保育」、「一時預かり保育」、など利用者の多様なニーズに応じたサービスが提供できるよう取り組みます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
通常保育 (か所)	1	1
乳児保育 (か所)	1	1
延長保育 (か所)	1	1
一時預かり保育 (か所)	1	1
障がい児保育 (か所)	1	1
休日保育 (か所)	0	検討
土曜日午後保育 (か所)	0	1
夜間保育 (か所)	0	検討
病児・病後児保育事業 (か所)	0	検討
保育施設の整備 (か所)	空調機設置	継続

▼施策への取り組み

① 保育所での多様な保育サービス

- 少子化等の影響により保育児童の減少が考えられますが、ニーズに応じた保育サービスの充実と幼稚園・保育園が一体化した「認定こども園」の取り組みに努めます。
- 各種の補助金を利用した保育施設の整備の充実を図りながら、延長保育、一時保育、障がい児保育などの保育サービスを充実します。
- 休日保育事業や病後児保育事業の実施など、利用者の多様性に応じた事業も検討します。

3 子育て支援のネットワークづくり

▼施策の推進方向

地域の子育て支援体制の構築を図るため、保護者同士が話し合い、課題の解決に向けて取り組めるような子育てサークルなどの設立を推進するとともに、子育て支援に関するボランティア活動の育成・支援に取り組みます。

また、各種の子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育て支援の情報を提供します。

さらには、子育て中の保護者同士が子育ての悩みや不安などを気兼ねなく気軽な気分で語り合える場の確保に努めます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
子育て相談支援のネットワーク (か所)	0	1
子育て人材育成研修会の実施 (回)	0	1

▼施策への取り組み

① 相談機関のネットワークづくり

- 適切かつ有効な相談・援助を行なうために子育ての相談に関わる各機関（保健センター、福祉事務所、町民福祉課、保育所、幼稚園、子育て支援センター、民生児童委員協議会等）のネットワークを充実強化します。

② 子育てサービスに関する情報提供の充実

- 町の広報紙、ホームページを活用し、子育てサービスの情報をお知らせしていますが、今後も広報活動を充実し、わかりやすく、利用しやすい情報発信に努めます。

4 児童の健全育成

▼施策の推進方向

少子化の急速な進行、共働き家庭の一般化や核家族の増加に伴う家庭や地域の子育ての機能が低下しており、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

今後は異年齢間の交流、地域での交流、親同士の交流などを行政だけでなく、各関係機関等が連携しながら地域で家庭を支えていく新体制の整備を図ります。

子どもたちがいつでも楽しく、安全に遊び・活動できる場の充実を図るとともに、子どもたちの健全育成を支援していく地域住民による各種活動についての支援を推進します。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
放課後児童クラブ (か所)	1	1
放課後子ども教室の設置 (か所)	未実施	検討
ブックスタート事業	実施	継続
絵本の読み聞かせ	実施	継続

▼施策への取り組み

① 放課後児童対策の推進

- 放課後児童クラブは、保護者が就労などにより、留守家庭となる原則小学校3年生以下の児童を対象に子どもたちに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っています。
- 公民館や社会教育施設で、子どもの遊びや居場所を提供していますが、すべての児童を対象にした、放課後を活用した学習、体験など安全に過ごすことができる放課後の居場所づくりとなるなど放課後子ども教室事業の実施について検討します。

② 青少年団体等に対する支援

- 青少年の健全育成を目的に活動する青少年育成団体が、地域でその機能を十分に生かし、自主的、主体的な活動ができるように支援することにより、青少年の健全育成を推進します。

③ 図書館機能の強化

- 生涯学習情報館の充実を図るために、図書館サービスの向上や6ヶ月健診の際にブックスタートの実施に努め、子どもの読書環境の充実を図ります。

④ 思春期の心の問題のケア充実

- 中学校に心の相談員、スクールカウンセラーを配置し、こころの問題に対して生徒自身が考える場の提供をし、学校と連携をとりながら、不登校・ひきこもりなど心の相談を充実させます。

スクールカウンセラーは小学校にも訪問しており、教職員が適切なケアができるよう支援しています。

基本目標 2 母子の健康の確保と増進

子どもと母親がともに安心して健やかに成長・生活していくには、母子の健康の確保・増進を図る環境の整備に努める必要があります。

また、子育てに関する不安の軽減を図るため、各種健診や相談、指導による「子どもと母親の健康の確保」、正しい生活習慣や食習慣の学習機会の提供などによる「食育の推進」、学童期及び思春期の心身の問題に対応する「思春期保健対策の充実」、医師の確保や緊急時医療に対応する「医療体制の整備」に積極的に取り組みます。

1 子どもと母親の健康確保

▼主要施策

(1) 母子保健の充実

乳幼児健診、予防接種等の充実により母子の健康の確保に努め、妊婦相談や乳児相談、保健師による訪問指導等の相談・指導体制を確立し、安心して子どもを産み育てられ、母子が心身ともに健やかに育つ環境づくりを推進します。

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
妊婦相談	実施	継続
母親学級・両親学級	実施	継続
妊婦健診 (回数/年)	1 4	1 4
乳児家庭全戸訪問	実施	継続
乳児健診受診率 (%)	100	100
1歳6ヶ月児健診受診率 (%)	100	100
3歳児健診受診率 (%)	100	100
5歳児健診受診率 (%)	100	100
乳幼児健康相談 (回/年)	1 2	1 2
歯科健診	1歳6ヶ月、2・3歳児健診時に実施	継続
婦人科検診	子宮がん (20歳以上) 乳がん (40歳以上)	子宮がん (20歳以上) 乳がん (40歳以上)
予防接種 (BCG・ポリオ・三種混合・麻疹・風しん・日本脳炎)	実施	継続
小児インフルエンザ予防接種事業	実施	継続

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
h i b ワクチン費用助成	未実施	実施
子宮頸ガンワクチン費用助成	未実施	実施

(2) 子どもの生活習慣対策

子どもたちの健康を確保するため、保健師、保育園、幼稚園、学校等の関係機関と連携しながら子育て中の家庭への生活改善の指導・相談など子どもの生活習慣対策を推進します。

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
訪問指導 (随時)	実施中	継続

(3) 産後サポートコーディネーター事業

出産前後の母親の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、ヘルパーを派遣する事業により、安心して子どもを産み、育児や日常生活を営めるよう支援事業を推進します。

また、保健師など専門職が乳児家庭を訪問し、妊婦相談や乳児相談など子育て支援の充実を図ります。

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
産後サポートコーディネーター事業	未実施	検討
こんにちは赤ちゃん事業	未実施	実施

2 「食育」の推進

▼施策の推進方向

離乳の基本の大切さを認識し、安全な離乳食が作れるように支援し、また離乳食を通じて子どもの食生活はもとより、家族全員の健康な食生活を推進します。

また、食に関する教育を行い、朝食を食べない、偏食、孤食といった食習慣の乱れを防ぎ、子どもたちが健やかに成長していけるよう努めます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
離乳食講習会	3 回/年	継続
子育て広場講演会 (給食指導、家庭科等)	3 回/年	継続

3 思春期対策の充実

▼施策の推進方向

県の講師派遣事業等を有効に活用し、学校とも連携し、思春期における性や感染症、妊娠に関する正しい知識の啓発やたばこ、薬物、アルコール等の害に関する啓発を推進します。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
児童・生徒の飲酒、喫煙防止 (小学校高学年～中学校)	3 時間	継続

4 医療体制の充実

▼施策の推進方向

(1) 小児医療体制の充実

子どもが健やかに成長していくために、健康診断や相談・指導体制の整備を推進します。また、安心して子どもが医療を受けられるような地域医療体制の確保や緊急時の救急医療体制の整備を広域的な取り組みの中で推進します。

(2) 医療費の助成

乳幼児医療費助成により、子どもの医療費に要する費用を助成し、子どもに必要な医療を提供するとともに経済的負担の軽減を図ります。

また、中学校修了まで医療費の助成を実施することで子どもの健康増進と健やかな育成の推進と保護者の経済的負担軽減を図ります。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
乳幼児、小中学生の医療費助成	実施中	継続

基本目標3 子どもの健全育成に向けた教育環境の整備

子どもを産み育てることに関心を持ち、そして、若桜町で暮らし続けたいという意識を醸成していくことは、本町の重要な課題です。

近年、少子化が大きな社会問題になっている中で、安心して子どもを産み育てる環境を整備するとともに、次代を担う親の育成という観点から、小・中・高校生の生きる力を育む教育の実施が必要です。

また、スポーツ活動などに多くの児童・生徒が参加しており、様々な体験や学習ができる場として、地域活動が一層充実したものとなるように検討するとともに、地域に住むすべての人が子どもたちに関心を持ち、教育力のあふれる地域コミュニティを目指していくことが大切です。

幼児期の教育の充実を図るとともに、家庭や地域社会並びに学校とより連携を深め、知・徳・体の調和のとれた子どもを育てます。

1 次代の親の育成

▼施策の推進方向

将来親となり子どもを育てる準備として、男女が協力してしつけや子育てを行うことの必要性や親としての責任を学ぶため、中・高校生に子育てにふれあう機会の充実を図ります。特別活動や総合的な学習の時間を活用したり、職場体験を通したりして、社会に適応する人づくりを行います。

▼施策目標

	(時間/年)	
	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
人間尊重、生命尊重、男女平等の教育に関する指導時間(小学校学年平均)	12	継続
人間尊重、生命尊重、男女平等の教育に関する指導時間(中学校学年平均)	10	継続

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

▼施策の推進方向

(1) 総合的な学習の充実

地域の良さにふれながら、地域の人・もの・ことを教材化し、体験的な学習を重視するとともに、国際理解、情報、福祉、キャリア教育等、学校の特色を生かした総合的な学習時間の充実を図ります。

(2) 情報モラル教育の推進

テレビ、ゲーム、インターネットの各メディアの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

(3) 健やかな心身の育成

心の教育として、道徳教育の充実やスクールカウンセラーの教育相談や教育支援センター指導員の学校訪問の充実を図ります。

また、健康な身体づくりのために、各種の体力づくり・スポーツ教室の実施について推進します。

(4) 子どもの読書活動の推進

学校司書と連携しながら、学校授業における調べ学習や学校図書室の支援のほか、読み聞かせ等で活動する団体や保護者への情報提供など、「子どもの読書活動推進計画」を推進し、学校における子どもの読書活動の充実を図ります。

(5) 開かれた学校づくり

家庭や地域と連携しながら、各学校の特色ある教育内容の充実を図ります。

また、学校評議員制度の活用や学校評価を生かしながら、地域と連携した学習の取組等、開かれた学校づくりを推進します。

(6) 幼稚園、保育所、小学校との連携

幼稚園や保育所のそれぞれの特性を生かした、幼児期の教育や保育と小学校以降の教育との円滑な意向を図るために、幼稚園、保育所、小学校間の連携の推進を図ります。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
スクールカウンセラーによる教育相談	4 回 / 月	継続
子どもの読書活動推進計画	実施	継続

3 家庭や地域の教育力の向上

▼施策の推進方向

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域の連携の下に家庭や地域での教育力を総合的に高めるため、地域の資源や人材を活用して、子どもの多様な体験活動を

実施します。

子どもたちが多様な学習・体験を通じて多くのことを学び、地域の文化や伝統、地域がかかえる問題等に関心を持ち、自ら主体的に判断・行動し、問題解決能力や思いやりの心など豊かな人間性が育まれるよう、家庭や地域の教育力の向上を図ります。

また、子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の整備や子育てサークル活動への支援等、地域における子育て支援ネットワークの形成を図ります。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
男女共同参画など啓発活動	無	実施

4 子どもを取り巻く有害環境の改善

▼施策の推進方向

青少年を取り巻く有害な環境を改善するため、地域安全パトロール活動、子ども 110 番の事業所等の活動を実施しています。今後も有害図書をはじめ、有害環境についての対策の推進が必要です。

豊かな人間関係と仲間づくり、社会参加の促進を図るとともに、創造力と国際的視野を持つ青少年育成に努めます。

また、県や関係機関と連絡調整し、環境浄化に対する法の整備のため広域的な連携を図ります。

▼ 施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
地域安全パトロールなど啓発活動	5 回／月	継続
夏休み巡回指導	4 回／年	継続

基本目標 4 子どもが安全に育つ安心のまちづくり

子どもを安心して産み育てるために、居住環境、道路交通環境、建築物等の整備と防犯を考慮した地域社会の形成が必要です。このため、すべての家庭が安心して子育てができ、すべての人々が地域社会で、健康で心豊かなゆとりある生活ができるような生活環境を整備します。

また、安全に安心して暮らせるように防犯意識を高め、住民一人ひとりが人と人との絆を大切にしながら、互いに支え合い、助け合い、安心して暮らすことができる地域社会を築いていきます。

交通事故防止のため、子どもにも危険の意識を持たせるため、交通安全教室を学校や保育所・幼稚園で実施していきます。

〔目標達成のための施策〕

- 1 やさしい生活環境基盤の整備
- 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進と安全・安心まちづくりの推進
- 3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

▼施策の推進方向

子育てを支援するため、良質な住宅環境・居住環境等を整備するとともに、公共施設や道路施設は、子どもや子ども連れの親子が、安全・安心して外出できるやさしい生活環境基盤の整備を推進します。

また、子どもや子育て家庭に配慮したバリアフリーのまちづくりを推進します。

▼施策への取り組み

- ① 良好な居住環境の整備
 - 老朽化した町営住宅については、計画的な修繕を行い、安全で安心して暮らせる質の高い住宅の提供を推進します。
 - 子育て世帯のニーズに対応できる公営住宅の整備を検討します。
- ② 安心して外出できる環境の整備
 - 子どもや子ども連れの親子が、安全・安心に通行することができるように、歩道の整備を推進します。道路施設や交通安全施設には、バリアフリー対応型施設の導入に努めます。
 - 妊産婦、乳幼児連れの親子などすべての人が安心して外出できるよう障がい者、高齢者、健常者の区別なく、誰もが利用しやすいようにバリアフリーのまちづくりを推進します。
 - 公共施設等では、授乳コーナー等の設置や、子育て世帯が安心して利用できる施設整備を推進します。

③ 安心・安全のまちづくり

- 子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、警察や学校、地域が連携して防犯活動に取り組んでいきます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
防犯教室	1 回／年	1 回／年
防犯灯設置	実施	継続
通学路の安全確認	実施	継続
交通安全パトロール	実施	継続
交通安全教室	2 回／年	2 回／年

基本目標 5 きめ細かな取り組みが必要な子どもへの支援

全国的にも児童虐待の相談件数・事件は増加する傾向にあり、その内容も深刻化・複雑化しています。子育て中の保護者がゆとりを持って安心して子育てができる環境づくりを推進するとともに、児童虐待の早期発見・援助・通報など適切な対応につなげられるように、子どもを守るネットワークづくりを強化します。

すべての児童の健全な成長を確保するため、児童虐待の早期発見と防止、親と子どもの問題行動に地域全体で対応できる体制づくりを推進します。

また、離婚等の増加に伴う母子家庭等のひとり親世帯が増えてきています。ひとり親世帯の子育ては経済的・社会的に不安な状態であり、自立した社会生活を送ることができるように支援を進めます。

さらに、障がいのある子どもを持つ家庭に対しても、保健・医療・福祉、教育等が連携し、適切に支援します。

1 要保護児童対策の充実

▼施策の推進方向

全国的に児童虐待の件数は増加を続け、子どもの命が奪われるなどの重大な事件は後を絶たず、依然として社会全体で早急に取り組む問題となっています。すべての児童が健全な心身の成長を図ることができるように、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケア（医療的、心理的援助）など、切れ目のない総合的な支援を推進します。

また、相談指導体制の充実など保護者の子育て不安や負担感の軽減を図るとともに、子育て関連施設における虐待発見の徹底や母子保健活動による発見体制を充実するとともに、福祉・保健・教育分野の連携を強化します。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 26 年度)
要保護児童対策地域代表者会議 (回/年)	2	2
主任児童委員 (人)	2	2
児童虐待防止研修会	随時	継続

▼施策への取り組み

- ① 児童虐待防止の意識啓発

- 子育てに関する施設や学校などで、かけがえのない子どもの大切さ、いじめや虐待の予防に対する啓発を行っていきます。要保護児童対策地域協議会での各種団体と連携をとり、児童虐待の未然防止や早期発見に努めます。
- ② 児童虐待の早期発見
- 乳幼児健康診査等、保育所、幼稚園及び学校等で、児童虐待の発生子防・早期発見に努めます。
- ③ 児童相談受付窓口の設置
- 子どもと家庭に関するさまざまな問題、子どものしつけ、養育、発達に関すること、学校生活、非行、家庭環境などの相談・指導を積極的に行います。
 - 相談内容は多岐にわたることから、医師、福祉事務所、県児童相談員、保健センターなどと連携を図り、適切な対応を行い早期発見、早期対応に努めます。
- ④ 要保護児童対策地域代表者会議の運営
- 児童虐待等の相談・通報に迅速に対処するため、要保護児童対策地域対策会議を設置しています。児童相談所、警察署、福祉・学校・医療・保育機関などと連携を図り、早期発見や未然防止に努めます。
 - 個別に検討が必要な児童やその家族に対しては、個別ケース検討会議のチームを組んで支援します。
 - 里親制度の普及を推進し、地域で見守る体制の強化に努めます。

2 障がい児支援の推進と家庭支援

▼施策の推進方向

障がいの原因となる疾病等を予防するため、妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育や発達の遅れを可能な限り早期発見するための乳幼児健康診査等が必要です。このため、町では、平成 14 年度から独自の健診方法で 5 歳児健診を実施し、発達障がい等の早期発見に努めています。

また、すべての心身に障がいのある乳幼児が、必要な相談・指導及び療育を受けられるよう、また、就学が円滑になるよう保護者への意識啓発や教育部局との連携を密にしています。そして療育の相談や指導の必要があると認められた心身障がい乳幼児に対して、精神発達精密検査や巡回相談等を活用して療育方針を決定し、保護者に対する療育指導を行います。

就学児童に対しては、特別支援教育を行い、学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を受けるとともに、放課後や長期休業時の日中一時支援に努めます。

今後も、ノーマライゼーションの理念に基づきながら、「若桜町障害者計画」「若桜町障害福祉計画」に基づき、療育、保育・教育、経済的支援、相談体制など障がい児施策の充実に取り組めます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
特別児童扶養手当の給付 (人)	8	継続
障がい児保育の充実	実施	継続
特別医療費助成事業	実施	継続

▼施策への取り組み

巡回児童相談

- 療育手帳の更新対象者や、3歳児健診・5歳児健診で指導を受けた児童や定期的に巡回児童相談を受診する児童の相談を実施していますが、今後も相談窓口の充実に努めます。

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

▼施策の推進方向

ひとり親世帯が十分な収入を得て、自立した生活を送ることができるよう、職業能力訓練や資格取得を支援します。そして就職が円滑に進むよう、関係機関との連携の強化や就職情報の提供等、就業面での支援体制の整備を進めます。また、ひとり親世帯が安心して子育てと就業ができるよう、保育サービスや放課後児童施策の充実を図ります。

ひとり親世帯となった当初は、世帯収入が少ないため、児童扶養手当や福祉医療を受給することで基本的生活を確保するとともに、母子寡婦福祉資金貸付金制度等も利用し、自立に向けた経済的支援を進めます。

▼施策目標

区 分	現状 (平成 20 年度)	目標 (平成 26 年度)
児童扶養手当の給付 (人)	19	継続
ひとり親家庭医療費助成 (人)	26	継続
ひとり親家庭助成事業 (小中学校入学支度金)	実施	継続

▼施策への取り組み

① ひとり親家庭の相談体制の充実

- ひとり親家庭の不安や悩みを解決するため、職員が民生児童委員と連携しながら、相談の充実を図ります。また、随時電話や窓口での相談も今後継続して実施します。

②母子家庭に対する経済的支援

- 児童扶養手当制度やひとり親家庭医療費助成制度などについて、広報等により周知を図り、制度の活用により、母子家庭等の経済的安定を図り自立の支援を図ります。

③母子家庭自立のための支援

- 母子家庭の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ資金の貸し付けを受けられるよう、制度について、周知を行います。

④母子家庭に対する生活支援

- 母子家庭の母親が、病気や技能習得のための修学等で、一時的に日常生活に支障がある場合に、家庭生活支援員が派遣されることになっていますが、この家事や育児を支援する日常生活支援事業についての周知を図り、適切な利用につなげていきます。

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進

本計画は、子育て支援に関わる関係機関をはじめ、地域、民生児童委員など住民との連携・協働のもと、全庁的に計画の推進を図ります。

(2) 計画の周知・進行管理

町広報紙やホームページなどを利用し、計画内容を住民に広く周知するとともに、本計画に基づく施策の進捗状況を公表することで、地域への浸透を図ります。

また、計画の着実な推進のため、定期的に各施策の進捗状況を把握するとともに、点検・評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。